

# 伊勢崎市勤労者会館のご案内

勤労者の福祉の増進及び教養文化の向上を目的として、市が設置したもので、個人や企業、団体等のみなさまにご利用いただける施設です。研修、講習会、会議などにご利用ください。

勤労者会館所在地：伊勢崎市中央町 30-4  
＜休館日＞ 祝日・年末年始  
(12月29日から1月3日まで)



## 利用の申し込み

### ● 利用申込み受付期間

利用期日の6ヶ月前から3日前まで受け付けます。

### ● 利用申込み方法

商工労働課(市役所北館2階)にご来庁のうえ、  
利用期日の3日前までに(土日祝日含まず)所定の申請書によりお申込みください。

※電話で空き状況の確認および仮予約ができます。

### ● 窓口受付時間

午前9時から正午および午後1時から午後5時

※正午から午後1時までは職員不在となります。

### ● 問い合わせ先

産業経済部商工労働課 0270-27-2755 (直通)

### ● 施設利用時間

午前	9:00~12:00	午後	13:00~17:00	夜間	18:00~22:00
----	------------	----	-------------	----	-------------

※利用時間には準備・片付けの時間も含まれます。

### ● 利用料金の納入

利用料金は前納制となっております。利用申込み時に現金でお支払ください。

### ● 利用を許可しない場合

次の場合は利用を許可しません。

1. その利用が、勤労者会館の設置目的に反するとき
2. 公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
3. 専ら営利を目的とするものであるとき
4. その他管理上支障があると認められるとき

※活動内容によって利用制限があります。

利用許可の条件に違反したときなど、利用許可を取り消すことがあります。

● **利用料金**

時間区分 利用区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
第1会議室	1,100円	1,460円	1,460円	3,540円
第2会議室	540円	720円	720円	1,740円

※利用者（申請者）が本市住民以外、本市に本社（店）・支社（店）及び営業所がない法人については、使用料の100分の30を加算した額となります。  
使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てとします。



**利用上の注意**

**勤労者会館は、職員が常駐していない施設です。**

ご利用になる方がご自分で警備のアラーム解除や鍵の開閉を行っていただきます。  
貸出対象の会議室は2階ですが、エレベーターはありませんのでご了承ください。

● **利用前**

鍵のセット一式を、商工労働課または当直室(土日及び平日夜間)に取りに来てください。利用前に「勤労者会館施設利用簿（表面）」の記入をお願いします。

● **利用中**

**会館内での飲食・喫煙は禁止です。**

机・椅子の配置は自由に変えていただいて結構です。

● **利用終了後**

机・椅子の配置を原状に戻してください。  
利用後に「勤労者会館施設利用簿（裏面）」の記入をお願いします。鍵のセット一式を商工労働課または当直室(土日及び平日夜間)に返却してください。

